

郡上市包括連携協定 ガイドライン

～官民連携による持続可能なまちづくりの推進に向けて～

郡上市 市長公室 企画政策課

令和8年9月

目 次

1. はじめに	
・背景と目的	1
・用語の定義	1
2. 包括連携協定について	
・定義	2
・協定の種類	2
3. 包括連携協定締結の要件	
・事業者	2
・連携事業	3
・費用負担	3
・有効期間	3
・解除	3
・随意契約について	3
4. 包括連携協定締結までの流れ	4
5. 包括連携協定締結後の取組み	
・連携事業の提案・実施について	5
・連携事業の進捗管理について	5
・連携事業の公表について	5
・守秘義務と個人情報の管理について	5
附則	
(参考資料) 包括連携協定書見本	6

1. はじめに

■ 背景と目的

人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地方自治体が抱える地域課題は複雑化・多様化しています。このような状況下において、行政単独の資源やアイデアだけでは、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応していくことが困難になりつつあります。そのため、これからの持続可能なまちづくりや行政運営を推進するためには、民間事業者や教育機関（大学等）の持つ優れた技術、ノウハウ、人的・物的資源を効果的に取り入れ、互いに対等な立場で課題解決を図る「産学官連携（官民連携）」の重要性がこれまで以上に高まっています。

本ガイドラインは、この産学官連携の取組みを一層推進し、市民サービスのさらなる向上と市の持続的な発展を目指すために、包括連携協定に関する庁内の一貫した考え方、締結の要件、進捗手順等の正しい知識を共有し、市としての方針を整理することを目的として策定するものです。なお、ガイドラインの内容については、より効果的で実効性の高いものとするため、必要に応じて見直すこととします。

■ 用語の定義

本ガイドラインで使用する主な用語の定義は以下のとおりです。

■ 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人（一般社団法人、特定非営利活動法人等）、民間団体、大学、専門学校等の学術教育機関であって、国及び地方公共団体以外のもの。

■ 協定事業者

本市と包括連携協定（またはこれに準ずる連携協定）を締結した事業者のこと。

■ 担当課

協定に基づいて具体的に実施する個別事業を直接所管し、事業の計画・予算立案、実施、評価を担当する本市の各課（課に準ずる組織を含む）。

■ 連携事業

本市（担当課等）と協定事業者が、それぞれの持つ資源や専門性を活かし、地域課題の解決や市民サービスの向上、地域活性化等に向けて協働で実施する事業。

包括連携協定を締結する事業者のメリット

事業者にとって包括連携協定に基づく事業を実施することは、行政課題への具体的な貢献実績が社会的信用を高めるなど、企業価値の向上につながります。また、自治体のネットワークを通じて地域ニーズや実証機会を得られ、新たな事業展開へ結び付けやすくなるなど、知名度の向上やビジネスモデルの拡大にもつながるといったメリットがあります。

2. 包括連携協定について

■ 定義

包括連携協定とは、特定分野での連携事業を実施するために締結する個別連携協定とは異なり、地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者と、市の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

■ 協定の種類

種 別	概 要	所 管	要 件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取組みを行うための協定	企画政策課	本ガイドラインによる
個別連携協定	個別具体的な事業を実施するために締結する協定 (例) 災害時の応援協定など	各担当課	本ガイドラインを参考に担当課にて判断

※包括連携協定に基づいて実施する事業の所管は各担当課

3. 包括連携協定締結の要件

■ 事業者

包括連携協定を締結する事業者は、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 社会的信用を十分に有し、本市の健全な発展と市民サービスの向上に寄与する意欲と実行力があること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 法令等に違反する行為、またはこれに類する行為を行った事業者
 - ・ 公序良俗に反するおそれがある事業者
 - ・ 暴力団や暴力団員、その他反社会的勢力と関係を有する事業者
 - ・ 市税等、公租公課を滞納している事業者
 - ・ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない事業者

■ 連携事業

協定に基づいて実施する連携事業は、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 地域社会の発展に直接寄与する公益性の高いものであること
- (2) 事業者等の直接的な営業や広告宣伝または利益誘導を目的とするものではないこと
- (3) 政治活動または宗教活動を目的とするものではないこと
- (4) 人権侵害またはこれに類するおそれがないこと
- (5) 郡上市総合計画の推進と基本構想の実現のため、以下のうち、複数の分野に係るものであること
 - ① 子育て・健康・福祉に関すること
 - ② 教育・文化・人づくりに関すること
 - ③ 産業・雇用に関すること
 - ④ 環境・防災・社会基盤に関すること
 - ⑤ まちづくり・地域振興に関すること
 - ⑥ 行政運営に関すること
 - ⑦ その他市民サービスの向上に関すること

■ 費用負担

原則、市に費用負担は発生しないものとします。また、協定書には市の費用負担発生の有無に関わらず、費用負担の項目を必ず規定します。

※災害時における連携事業など、両者が協議し決定したものについてはこの限りではありません。その際は、協定書に市と事業者等との費用の負担区分を明記します。

■ 有効期間

包括連携協定の有効期間は、原則として協定の締結日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとします。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、市または協定事業者から更新しない旨の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から起算して1年間更新（自動更新）するものとし、以後も同様とします。

■ 解除

市または協定事業者のいずれかが協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで協定を解除できるものとします。ただし、協定締結の要件を満たさなくなった場合は、直ちに解除できるものとします。

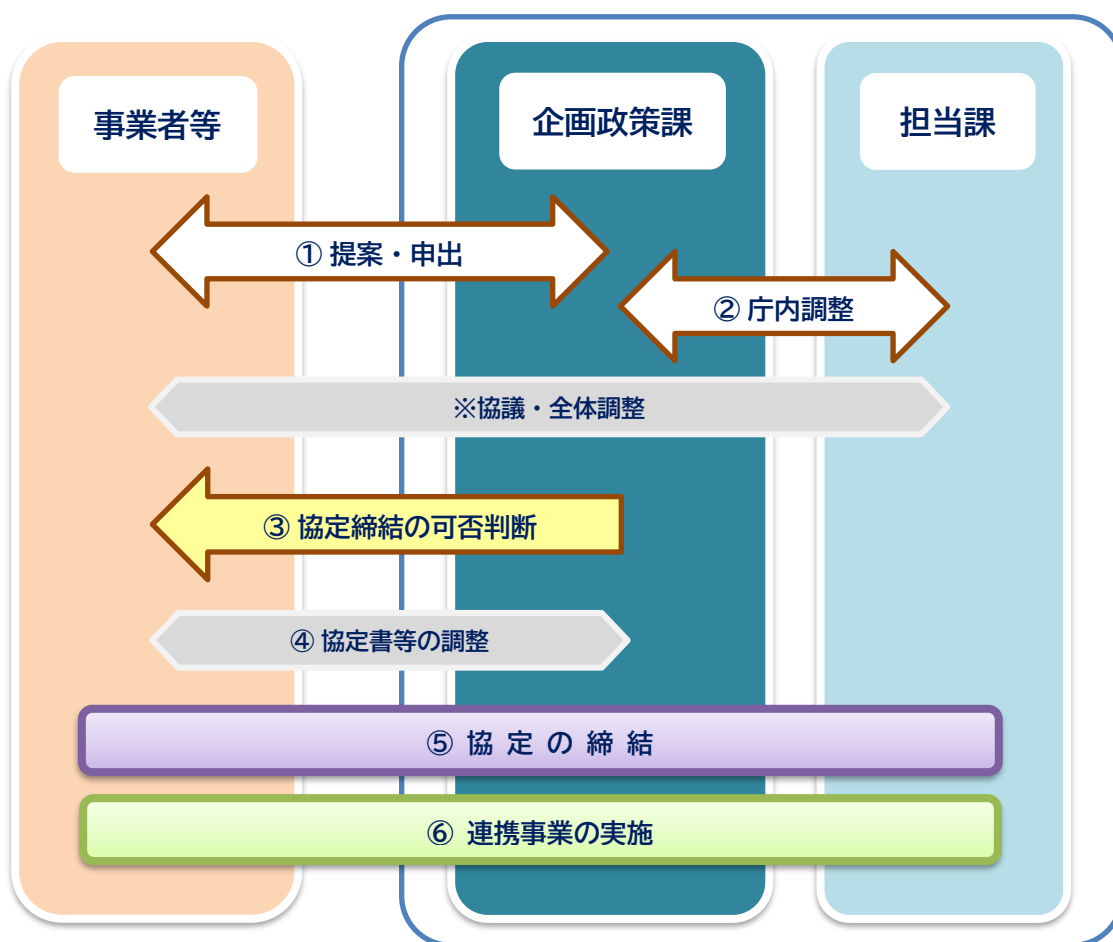
なお、2か年度以上連携実績がなく、将来的にも連携の可能性が低いと判断される場合は、協定の解除を検討します。

■ 随意契約について

市が発注する業務について、包括連携協定の締結を理由として、協定事業者と随意契約を締結することはできません。

4. 包括連携協定締結までの流れ

包括連携協定の締結にあたっては、以下の流れで協議や手続を進めます。



① 提案・申出	事業者から市へ（または市から事業者へ）、連携事業の相談や協定締結の提案を行います。企画政策課が総合窓口となり、最初の意向確認や連絡調整を行います。
② 庁内調整	企画政策課から各担当課に対し、事業の実現可能性や効果等について実務的な事前調整を重ねます。また、必要に応じて事業者との協議や確認を行います。
③ 協定締結の可否判断	庁内調整の結果、提案された連携事項が本ガイドラインの事業者適格要件や連携事業の目的に合致するか審査し、協定締結の可否を判断します。
④ 協定書等の調整	協定書の各条文（目的、連携事項等）を事業者と調整します。 庁内の合議（市長決裁含む）を経て、協定締結の最終決定を行います。
⑤ 協定の締結	市長と事業者代表者出席のもと、包括連携協定締結式を行います。プレスリリースの配信、ホームページや広報誌での発信等を通じて広く周知します。
⑥ 連携事業の実施	協定締結を受け、企画政策課の進行管理のもと、事業を所管する各担当課と協定事業者が共同して具体的な事業を実施します。

5. 包括連携協定締結後の取組み

■ 連携事業の提案・実施について

包括連携協定締結に基づく市と協定事業者との連携事業は、以下の点に留意しながら実施します。

- ・ 連携事業の提案については、市・協定事業者それぞれに窓口担当者を設け、原則として双方の窓口担当者を通じて行います。
- ・ 市の総合窓口は企画政策課とし、担当課において新たな連携事業の希望がある場合には、企画政策課にて随時受け付け、協定事業者へ情報提供や連絡調整を行います。
- ・ 具体的な連携事業は、その分野を所管する担当課が主体となって協定事業者と実施します。ただし、企画政策課は事業開始時の伴走支援として、引き続き協定事業者との各種調整等を行います。
- ・ 連携事業は、その実施時期や事業効果などの面で早期に実施することが望ましい場合、協定締結前であっても事業を開始することができることとします。
- ・ 連携事業は、一過性の取組みとならないよう、事業の継続性に留意して内容を検討します。

■ 連携事業の進捗管理について

- ・ 市と協定事業者は、連携事業に係る連絡調整を年1回以上行うことを基本とします。
- ・ 市と協定事業者が実施した連携事業の成果（市民満足度の向上、地域課題の解決への貢献度等）について客観的に共同評価し、新たな連携事業の検討や既存事業のブラッシュアップ、または事業の継続判断等に活かします。

■ 連携事業の公表について

産学官連携による社会・地域貢献活動の更なる推進のため、協定事業者と連携し実施した事業等は、広報紙・ホームページ・SNS等で積極的に公表します。

■ 守秘義務と個人情報の管理について

連携事業を実施する過程で知り得た相手方の秘密情報および個人情報は、厳重に管理し、事前の書面同意なく第三者に漏えいしてはなりません。この義務は協定解除後も継続します。

附則

- 1 このガイドラインは、令和8年9月1日から施行します。

（参考資料） 包括連携協定書見本

※この見本は、事業者と包括連携協定を締結する際の標準的なひな形です。

相手方の性質や具体的な調整事項等に基づき、条文内容を適切に加除修正してください。

郡上市と〇〇〇〇との包括連携に関する協定書（例）

郡上市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、相互に連携することで、地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、協働による事業を推進することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) 子育て・健康・福祉に関すること
- (2) 教育・文化・人づくりに関すること
- (3) 産業・雇用に関すること
- (4) 環境・防災・社会基盤に関すること
- (5) まちづくり・地域振興に関すること
- (6) 行政運営に関すること

(7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、必要に応じ会議を開催し、具体的な連携内容について協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務及び個人情報保護）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 甲及び乙は、本協定に基づいて行う業務において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づいて行う業務については、原則、甲の費用負担はないものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第7条 乙が本協定に関して提出した提案書の確認事項に違反した場合、虚偽の申告を行った場合、その他本協定の趣旨に反する行為があった場合、甲は本協定を解除することができる。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲） 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地
郡上市長

（乙） 所在地
名称
代表者名